

(案)

番
年 月 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス導管事業者の収支状況の事後評価を踏まえた経済産業省令等の改正に関する建議について

電力・ガス取引監視等委員会（以下「本委員会」という。）は、経済産業大臣及び各経済産業局長からの意見の求めに応じ、ガス導管事業者の収支状況の事後評価を実施しています。本委員会は、各事業者の収支状況の分析を行ったところ、以下の制度見直しを行う必要があると考えます。

については、これらに関連する省令等を改正することが、ガスの適正な取引の確保を図るために必要があると認められることから、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第180条第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

1. 地域別に託送供給約款料金を設定している一般ガス導管事業者については、地域別に託送収支計算書等を作成し公表することとすること。
2. 特定導管ごとに託送供給約款料金を設定している特定ガス導管事業者については、特定導管ごとに託送収支計算書等を作成し公表することとすること。
3. 託送供給に係る需要が著しく少ない特定ガス導管事業者のうち、事業者間精算料金表の設定を必要とする者については、託送供給約款制定不要の承認の対象外とすることなどにより、超過利潤のストック管理及びフロー管理が実施されるようにすること。